

「標準的な運賃」の告示に伴う運賃料金変更届出に関する質疑（Q&A）

（公社）熊本県トラック協会

NO	分類	質問	回答
1	記入方法	届出書3.運賃を設定し適用する地域について、熊本県内のみの運行であるが、記入はどう書けば良いか。	運行が熊本県内のみであっても運賃設定が運輸局単位となるため「九州」の選択となります。
2	記入方法	届出書4.運賃を設定し適用する地域について、帰り荷を関東の料金を適用しようとする場合には関東にチェックを入れて良いか。	基本的には、本社及び他県に営業所がある地域（運輸局単位）にチェックを入れるので、帰り荷は関東の料金を適用するから関東にチェックをいれるものではありません。荷主との交渉で関東の料金表を適用することは差支えありません。（九州に本社営業所があるならば九州運輸局となります）
3	記入方法	上記の場合、届出書をどこに何部提出すればよいか。 <u>例：九州のほか、中国ブロック及び近畿ブロックに営業所がある。</u>	該当する運輸局にチェックを入れていただき、必要な運輸局分の運賃表を追加のうえ、主たる事務所の管轄する運輸局（支局）へ3部の提出ください。 <u>（例：主たる営業所が九州ならば、九州運輸局宛ての書類を協会を通じて3部提出）</u>
4	記入方法	実施日はいつに設定すればよいか。	本届出は、実施以降の事後届出であるため、提出日以前の実施日を記載する。 （令和3年4月1日提出→令和3年4月1日以前の実施日）
5	運賃適用	当社はダンプ事業者のため、標準的な運賃の届出をしても、運賃適用がうまくいかないことも考えられるが、それは問題ないか。	運賃収受が難しいケースもあるかもしれませんが、あくまでも目標値としてお考えいただき、可能な限り貴社の運賃交渉に役立てられる部分を活用して下さい。実勢運賃を少しでも引き上げられるよう役立てていただき、それが難しい場合には、時間を圧縮し時間単価を上げるなどの働きかけに繋げて下さい。
6	運賃適用	当社は個建て運賃であるが、どのように活用することが望ましいのか。	貸切運賃料金適用方の1.の8で個建契約運賃を定めることとしているので、これを適用させながら運賃交渉に繋げることが望ましいと考えられます。 例）基準運賃÷積載可能個数×70%
7	運賃適用	運賃交渉は荷主とするものであり、下請けが主体の事業者は交渉しようがないのではないか。	「標準的な運賃」は実運送事業者の経営状況を踏まえ、望ましい水準として算定されたものであることを踏まえ、元請け運送事業者との運賃交渉を行って下さい。（解説書P11参照）

NO	分類	質問	回答
8	運賃適用	この運賃を荷主からもらえている企業はいるのか。現実的ではないと言っているのが現状。ただ作っただけの運賃で終わるのではないか。	自社の数的根拠資料の提示等により、運賃の値上げだけでなく、無償の付帯作業の廃止等、利益率の向上に取り組まれた事例があります。この「標準的な運賃」は、全国の事業報告書等から原価計算実績をベースにして、全業種並みの賃金水準等を加味して算出されたものです。一定の利潤（コスト2.7%利益等を見込）を確保しつつ、経営の安定や労働者の待遇改善などに取り組む原資となる額が示されているので、これを目標値として創意工夫し、運賃交渉に役立てて下さい。
9	運賃適用	割のいい仕事や悪い仕事があるが、交渉したらいい仕事は減額され、悪い仕事は他社へ乗り換えられた経緯があり、交渉が億劫になってしまう。	現在の人口減少による人手不足の中にあって、持続的にかつ安全な輸送を担うために必要なコストを計算し、「標準的な運賃」として国が示したものであること、将来的にお客様（荷主企業）の荷物の輸送を維持・確保するうえで必要なコスト負担であることを荷主企業にご理解を頂けるよう自社の原価計算も踏まえて交渉に役立てて下さい。（解説書P8参照）